

国民年金シリーズについて



明治44年4月1日以前に生まれた人

国民年金も年と共に成長し、市民の皆様の関心も増々深くなっていることと思います。そこで内容もわかりやすく問答式で三年間広報に掲載していきたく思いますので、どうぞよろしく!!

やさしい国民年金相談室

老齢福祉年金を受けられる人は、二十二歳で年金に加入していませんという方は、将来、老齢福祉年金がもらえるのなら、わざわざ保険料を納めてまで加入しなくてもよいと思うからです。まちがいでしょか。

答え まちがいです。老齢福祉年金というのは、たしかに保険料を納めていない老齢者に支給される老齢年金です。しかしこれは、昭和三十六年四月の国民年金制度発足当時、五十歳を超えている人たちは、六十歳となるまでに最低二十五年間の保険料を納めて年金の受給資格を得るという要件を満た

すことが不可能なために、一種の経過的な措置としてもうけられたものです。つまり、明治四十四年四月一日以前に生まれた人たちが、いずれの年金制度からでも年金の保障が受けられない方に、保険料を納めていなくても七十歳になつたら、金額、国の負担で年金を支給しようというものです。したがって、老齢福祉年金はいずれなくなつてしまふ制度です。二十歳を過ぎて、どの年金制度にも加入していないでそのまま過ぎていきますと、あとで損したという思いにかられることになったり、うっかりしていると「年金権」を失いかねません。いまからでもすぐに加入の手続きをとってください。

二十歳になったら

国民年金へ

若いうちから加入しておく日本は国民皆年金制度をとっています。国民のだけれども、若いうちは年金制度に加入して、年をとったらだれでも年金をうけるようになっていきます。日本には、国民年金のほかには、厚生年金や船員保険

等五つの共済年金があります。いずれも、どういう人が加入しなければならぬかが、法律で定められています。若いうちから、年金制度に加入して、年をとったときの準備をしていくことが、日本という社会で生活していく上で、義務づけられているのです。

自営業、農業などの人は必ず加入

国民年金以外の厚生年金や共済年金は、被用者年金といつて勤めている職場で加入します。勤めている人は、二十歳前後からでも年金制度に強制的に加入させられます。国民年金は、こうした厚生年金や共済年金に加入していない、商業や農業などの自営業の人、自由業の人、無職の人で二十歳から六十歳までの日本国民は、必ず加入しなければならぬことになっています。

巡回相談について

(旧軍人関係)



戦後三十五年の年月が経過しましたが、旧軍人、軍属、準軍属または、その遺族で恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受けられるにもかかわらず、この制度を知らなかったため、恩給や遺族年金、扶助料等を請求していない方、また、その後の法律の改正により新たに対象となるべき方も多数あらうかと思われまふ。県ではこれらの方々の相談に応じ、その手続き等について説明するため、つぎの日時場所において巡回相談所を開設いたします。お心あたりの方は、当該相談所へお出かけになり、気軽に相談してください。

なお、お出かけの際は印鑑及び旧軍隊に関する証拠書類等を持参してください。

日時 一月三十日(金) 十時～三時
場所 市役所 二階第三会議室

不用犬・猫巡回 収集日程表(1月14日)

●猫は麻袋等へ入れて出してください。

地区	収集場所	時間
禾生	田野倉駅入口	9:30～9:40
	禾生第二小前	9:45～9:55
盛里	禾生出張所前	10:00～10:10
三吉	田与繩小入口	10:15～10:20
	盛里出張所前	10:25～10:35
開地	曾雌公民館前	10:40～10:50
	下戸沢正蓮寺前	11:05～11:10
東桂	谷村第二小前	11:15～11:20
	緑町公民館前	11:25～11:30
宝村	中小野公民館前	11:35～11:40
	細野～杉本商店前	11:45～11:50
谷	十日市場公民館前	1:00～1:05
	東桂出張所前	1:10～1:15
宝	境公民館前	1:20～1:25
	上町公民館前	1:30～1:35
村	市役所入口	1:40～1:45
	深田発電所入口	1:50～1:55
宝	道生掘バス停前	2:00～2:05
	用津院入口	2:10～2:15
宝	宝出張所前	2:20～2:25
	上大幡公民館前	2:30～2:35